

平成24年第2回定例会 教育警察常任委員会

I 請願説明

- 請願第24号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて
- 請願第25号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて
- 請願第26号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて
- 請願第27号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて

II 所管事項説明

ページ

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答（教育委員会関係）について…………… | 1 |
| 2 | 県立高等学校活性化に係る地域協議会について…………… | 3 |
| 3 | 子どもたちの学力向上に向けた県民運動の実施について…………… | 5 |
| 4 | 特別支援学校の整備について…………… | 9 |
| 5 | 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」の結果（速報値）について…………… | 13 |
| 6 | 通学路における緊急合同点検の結果について…………… | 19 |
| 7 | 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について…………… | 23 |
| 8 | 指定管理者選定の進捗状況について…………… | 31 |
| 9 | 審議会等の審議状況について…………… | 38 |

平成24年10月4日

教育委員会

1 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見』への回答(教育委員会関係)について

		教育警察常任委員会	
施策番号	施策名	委員会意見	回答
221	学力の向上	<p>高等学校卒業者の進路不適應による早期離職を少なくするため、生徒の進路希望に即したキャリア教育の充実をお願いしたい。</p>	<p>子どもたちの社会的・職業的自立に必要な力の育成を図るため、教育活動全体を通してキャリア教育を推進することが必要です。特に就業体験の取組を充実させることが重要と考えており、インターンシップやデュアルシステムに加えて、しごと密着体験の実施を支援するとともに、NPO等と連携した様々な体験の場を設けています。このほか、生徒が人生の先輩をモデルに自分の生き方・在り方を考え、職業意識等を身につけるために、卒業生等による授業を行っているところからです。今後とも、学校から社会・職業への円滑な移行を目指し、関係機関との連携を密にしてキャリア教育の充実を図ってまいります。</p>
222	地域に開かれた学校づくり	<p>地域に開かれた学校づくりについては、市町教育委員会と情報共有を図るとともに、地域の関係機関と緊密な連携が図られるよう取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>学校教育の充実には、学校だけでなく、家庭や地域と一体となった取組を進めていくことが必要です。このため、市町や地域住民等とのパートナーシップを強化し、情報共有を図ることは大変重要なことであると考えています。小中学校については、今年度、市町教育委員会と連携して、地域別に「開かれた学校づくり推進協議会(仮称)」を開催し、具体的な事例についての情報交換を進めながら、地域に応じた形での推進が図られるよう支援するとともに、開かれた学校づくりの実践者や有識者等による講演会等を開催し、その意義について広く啓発することとさせていただきます。県立学校については、今年度からすべての学校で学校関係者評価を実施するとともに、学校経営品質向上活動などの改善活動に取り組み、地域や関係機関と連携し、特色ある、魅力にあふれた学校づくりを進めてまいります。県教育委員会としましては、今後とも、こうした取組を通じて、地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。</p>

223	特別支援教育の充実	教育委員会	特別支援教育の充実を図るため、障がいのある子どもたちが各地域にある県立高等学校に進学し、学ぶことができる環境を整えていただきたい。	<p>県立高等学校では、発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒が増加していることから、高等学校における特別支援教育の充実が喫緊の課題であると考えています。</p> <p>このため、各学校では、特別支援教育に係る校内委員会を設置し、校内での推進と中学校や医療機関等外部との調整の役割を担う特別支援教育コーディネーターが中心となって、個別の教育支援計画を作成するなど、支援体制の構築を図っているところです。また、各学校において、職員研修の実施により、障がいのある生徒に対する支援への力量の向上、各専門分野との連携強化と情報交換を進めています。</p> <p>今後は、生徒の障がいの特性や教育的ニーズを的確に把握し、指導体制・指導内容の充実に取り組みむとともに、高等学校における特別支援教育の推進に向け、指導体制の在り方等について研究してまいります。</p>
224	学校における防災教育・防災対策の推進	教育委員会	県内の小中学校の非構造部材の耐震対策については、市町の取組状況、耐震化の状況を把握するとともに、県としてどのような支援ができるのか検討を行い、県立学校と同じ時期には耐震化が進むよう取り組んでいただきたい。	<p>県教育委員会では、従前から学校施設の耐震化を最重要課題として取り組んでおり、非構造部材の耐震化についても早期に完了するよう市町に働きかけているところです。</p> <p>市町の非構造部材の耐震点検・耐震対策の状況については、文部科学省の調査を通じて、平成24年4月1日現在の状況を把握しており、今後の指導・助言に役立てたいと考えています。</p> <p>具体的な取組としては、平成24年度と平成25年度において、県単独補助金として新たに「小中学校防災機能強化補助金」を設け、市町が実施する小中学校の書架、備品等の転倒落下防止対策やガラス飛散防止対策について支援することとしています。</p> <p>また、非構造部材の耐震化については、国の補助制度も活用することができますので、市町が小中学校の耐震化を進める際には、県の補助金と併せ、必要な情報提供と助言を行ってまいります。</p>

2 県立高等学校活性化に係る地域協議会について

平成27年度以降、中学校卒業生数の大幅な減少が予測されることから、適正規模・適正配置の観点から県立高等学校の学習環境を整備するにあたり、伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域において、地域の学校のあり方、活性化の方策等について地域協議会を設置し協議しています。(原則、会議は公開で開催)

9月末日現在の開催状況は次のとおりです。

1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

○ 第1回(6月28日)、第2回(8月2日)、第3回(9月6日)の概要

- ・ 第1回では、協議会の「協議のまとめ(平成24年3月)」を踏まえ、当地域の高校の魅力化・活性化の協議と合わせて、平成27年度以降の少子化に対応できるような具体策を平成24年度中にまとめられるよう、伊勢志摩地域全体の高校の適正規模・適正配置についての協議を進めることとしました。
- ・ 第2回では、当地域の高校の魅力化・活性化の協議と合わせて、この地域の高校を取り巻く状況について共有しました。
- ・ 第3回では、委員からの要望を受け、伊勢志摩地域の高校の配置について、小規模校4校(鳥羽高校、志摩高校、水産高校、南伊勢高校)の今後の中学校卒業生数の減少や近年の欠員状況、中学校卒業予定者の進路希望状況等、取り巻く状況を総合的に検討した案を提示しました。その主な内容は、現在、南勢校舎1学級、度会校舎2学級からなる南伊勢高校について、「平成27年度までに度会校舎を1学級とするとともに、両校舎を将来的にそれぞれ他の高校の分校とすることの検討を進める」とすることで、委員からは、この案に概ね理解が示されるとともに、専門学科を持つ高校のあり方等について継続して協議を行うべきとの意見がありました。

※参考：「協議のまとめ(平成24年3月)」(抄)

伊勢志摩地域の県立高等学校の魅力化・活性化をはかり、子どもたちがこれからもいきいきと学ぶことができる学習環境を整えるため、平成24年度は、伊勢志摩地域全体における高等学校のあり方について、普通科と専門学科の割合、普通科と専門学科及び総合学科のあり方、当地域における高等学校の配置などの視点から総合的に検討するとともに、平成27年度を目途とした小規模校の統廃合や分校化等の具体策をまとめます。

2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

○ 第1回(7月10日)、第2回(8月22日)、第3回(8月28日)、第4回(9月21日)の概要

- ・ 第1回では「協議のまとめ(平成24年3月)」等これまでの経緯の共通認識を図るとともに、事務局から今後の協議の進め方について提案し、了承されました。

- ・ 第2回では、名張桔梗丘高校と名張西高校の統合について、新高校の具体像と平成27年度の統合の有無についての協議を行い、統合することについては共通理解が図られました。
- ・ 第3回では、出来る限り早い時期での2校統合が必要であるものの、現中学校3年生が安心して進路選択することを重視し、平成27年度の統合は行わないという県教育委員会の方針を報告しました。また、統合の「時期、設置場所」について、今後の新しい学校像についての協議を進める中で、平成24年度末を目途に明らかにすることとしました。
- ・ 第4回では、新しい学校像について、委員からは、進学に特化した学科またはコースのあり方、中学生の進路保証などについて意見が出されました。統合時期については、出来る限り早く統合すべきであるとの意見がある一方で、統合までにさらに時間をかけるべきとの意見もありました。

※参考：「協議のまとめ（平成24年3月）」（抄）

学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高校と名張西高校については、平成27年度を目途に7学級程度の1校に統合し、それぞれの特色を併せ持つ、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校づくりを行う。

3 紀南地域高等学校活性化推進協議会

○ 第1回（7月18日）、第2回（8月29日）の概要

- ・ 第1回では、平成17年度までのこの地域の協議会でまとめられた「紀南地域県立高等学校の再編活性化に向けて（最終まとめ）」と、現在の木本高校と紀南高校を取り巻く状況について共有しました。
- ・ 第2回では、今後予測される中学校卒業生数の減少を勘案し、平成31年度以降の2校の統合を視野に入れた平成27年度から平成30年度のたたき台として、県教育委員会から「2高校存続案」と両校を統合する「新高校設置案」を提示し、具体的な協議を行いました。

※参考：「紀南地域県立高等学校の再編活性化に向けて（最終まとめ）（平成18年3月）」（抄）

木本高校を1学年6学級規模以上、紀南高校を1学年3学級規模程度として併置する。なお、木本高校で6学級、紀南高校で3学級が維持できなくなった場合、①2学級規模の分校方式の導入、又は②6～8学級規模の高校として統合することを検討する。

4 今後の進め方

県教育委員会としては、各地域協議会での意見を十分参考にしながら、「県立高等学校活性化計画（仮称）」について、平成24年度末を目途に策定します。また、平成27年度以降の少子化に対応できるような具体策をまとめられるよう、各地域協議会においては、適正規模・適正配置を踏まえた地域全体の高校の活性化について、引き続き協議を進めていきます。

3 子どもたちの学力向上に向けた県民運動の実施について

本県では、子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身につけられるよう、「学校」・「家庭」・「地域」がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいくため、県民運動を展開します。

1 県民運動の推進体制（別紙1）

学識経験者、企業、学校、社会教育関係者等を構成員とする「みえの学力向上県民運動推進会議」を設置する。

<第1回みえの学力向上県民運動推進会議>

- (1) 日時 平成24年10月15日（月） 14:00～16:30
- (2) 会場 ホテルグリーンパーク津（津市羽所町700）
- (3) 委員 14名（別紙2）
- (4) 協議の柱 三重の子どもたちの学力や学習・生活の状況を踏まえ、子どもたちの学力向上に向けた学校、家庭、地域の取組方策について様々な視点から幅広く議論する。

2 県民運動の取組

第1回みえの学力向上県民運動推進会議で議論した内容に基づいて取り組む。なお、平成24年度は、県民運動の啓発等に取り組むとともに、今後、読書活動の推進を展開予定。

実施期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間。（別紙3）

3 県民運動の周知

<平成24年度三重の教育談義～みえの学力向上県民運動キックオフイベント～>

- (1) 日時 平成24年11月2日（金） 13:00～16:25
- (2) 会場 三重県文化会館 中ホール（津市一身田上津部田1234）
- (3) 内容
 - ・教育功労者表彰式（13:00～13:25）
 - ・キックオフ宣言・対談（13:30～14:30）
 - ・講演会（14:40～16:20）
テーマ「子どもたちの学ぶ意欲を引き出す環境づくり」
演題：「伝えるのは命のかがやき」
講師：旭山動物園 園長 坂東 元(ばんどう げん)さん
- (4) 参加者 学校関係者、県民など900名程度

<ホームページの開設>

県民運動の趣旨及び内容、県民運動推進会議、キックオフイベントの日程・内容等について掲載（アドレス <http://www.mie-c.ed.jp/kenminundou/>）

<関連イベント>

『子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い』

期日：10月21日（日） 場所：県総合教育センター

『読書活動推進講演会「みんなでつくろう学校図書館」(仮称)』

期日：12月13日（木） 場所：県総合文化センター小ホール

本県では、子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組む、社会人、職業者として自立するために必要能力や態度、知識を身につけられるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいくため、県民運動を展開する。

● 学力向上県民運動の推進



みえの学力向上 県民運動推進会議

<役割>

- 県民運動方針の決定
- 県民運動の趣旨を啓発

<メンバー>

学識経験者、企業、学校、
社会教育関係者等

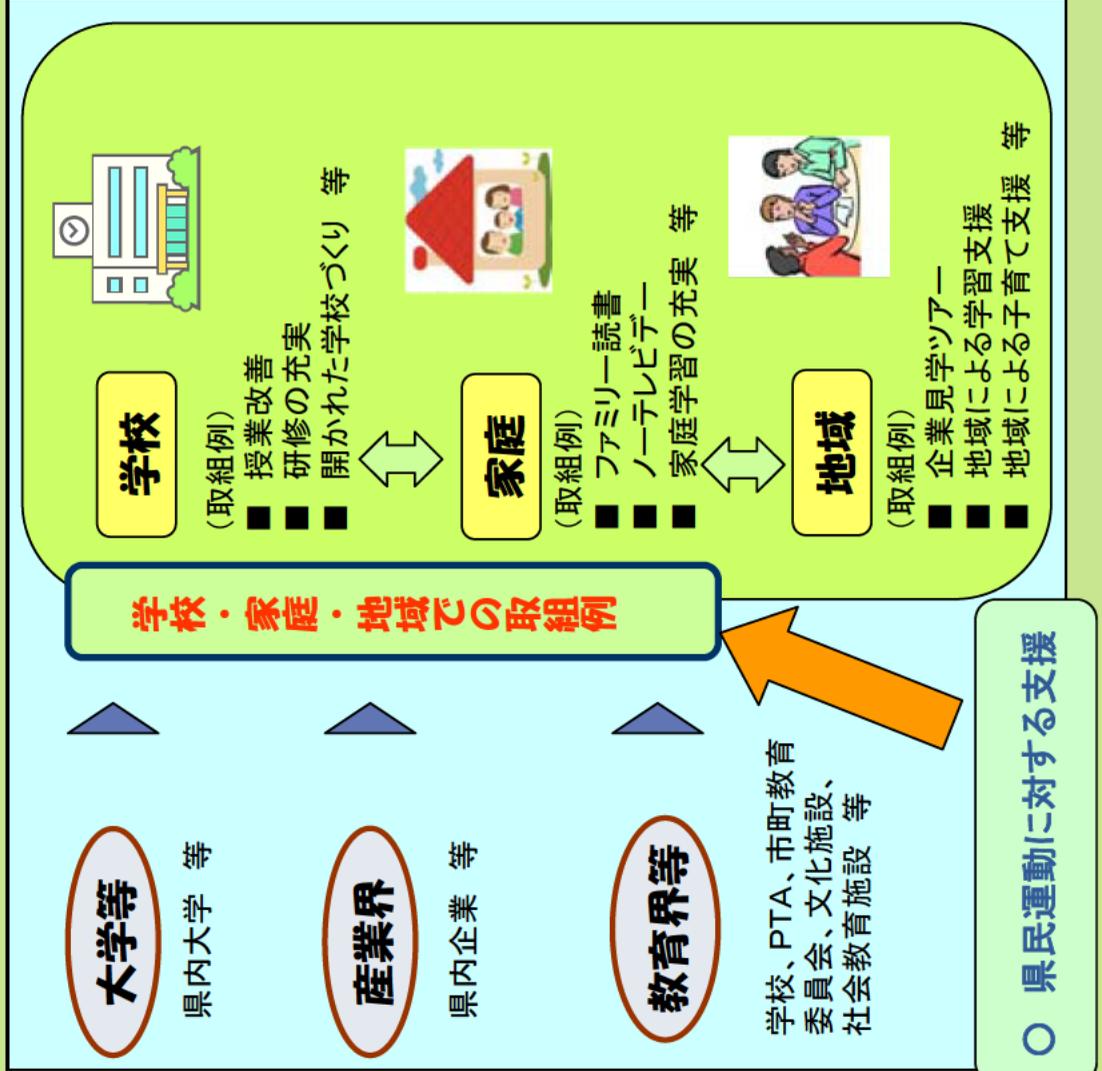
みえの学力向上推進 プロジェクト会議

<役割>

- 県民運動の具体化
- 関係機関等との協議・調整

- キックオフイベントの開催(H24.11.2)
- 啓発リーフレットの配布、HPの作成
(取組事例の紹介等)

● 県民総参加による県民運動の実施



みえの学力向上県民運動推進会議委員名簿

※ 五十音順

名 前	区 分	備 考
安藤 大作	社会教育関係者	社会福祉法人むげんのかのうせい 理事長
石原 多賀子	学識経験者	国立大学法人金沢大学 監事
内田 淳正	学識経験者	三重大学 学長
岡島 久美子	社会教育関係者	特定非営利活動法人まなびの広場 理事長
貝ノ瀬 滋	学校教育関係者	東京都三鷹市教育委員会 教育長
金子 郁容	学識経験者	慶應義塾大学 教授
草薙 明	学校教育関係者	川越町教育委員会 教育長
ダマシエク 由美子	企業関係者 (グローバル関係分野)	日本キャボット・マイクロエレクトロ ニクス株式会社 代表取締役
中谷 文弘	学校教育関係者	三重県立宇治山田高等学校 校長
萩野 慎二	企業関係者 (科学技術関係分野)	NEC 宇宙システム事業部プロジェクト 推進部 プロジェクトディレクター
平岩 国泰	教育NPO関係者	特定非営利活動法人放課後NPO アフタースクール 代表理事
前田 光久	子育て支援団体関係者	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員会 委員長
増田 喜昭	企業関係者 (読書関係分野)	子どもの本専門店「メリーゴーラ ンド」 店主
向井 弘光	企業関係者 (キャリア教育関係分野)	ICDA ホールディングス株式会社 CEO

「みえの学力向上県民運動」4年間のスケジュール(案)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～	
展開	<p>県民運動の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレット等配付 ・キックオフイベント開催 (11月2日) 	<p>県民運動の実施とフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上キャンペーンの展開 ・ホームページで配信、ワンポイントリーフレットの配付 ・イベント開催 (11月) 			<p>県民運動の実施と成果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果発表県民大会 (11月) <p style="text-align: right;">↑ 継続</p>
	<p>県民運動推進会議 (第1回:10月15日)</p>	<p>みえの学力向上県民運動推進会議 (第2回:7月頃、第3回:11月頃) (第4回:2月頃)</p> <p>地域が主体的に実施する取組への県民運動推進会議のメンバーの派遣</p>			<p>みえの学力向上県民運動推進会議 (第5回:2月頃)</p>
取組の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・市町及び他部局の取組のリサーチ ・みえの学力向上推進プロジェクト会議の設置 ・市町及び学校等との協議 	<p>読書活動の推進</p> <p>みえの学力向上県民運動推進会議の議論を踏まえて策定する基本方針に沿って、学校、家庭、地域が具体的な取組を推進する。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善、開かれた学校づくり 等 ・ノーテレビデー・ノーゲームデー・携帯ルール、家庭学習の充実 等 ・企業見学ツアー、地域による子育て・学習支援 等 			
		<p>市町・学校・地域の取組を共有し、互いに学び合う</p>			
広報活動	<p>【広報活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ開設 ・チラシ配布(ショッピングセンター) ・啓発リーフレット等の配付 ・県政だより、新聞広告等 <p>「みえの学力向上県民運動」についての特集(予定)</p>	<p>【広報活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信(県民運動、県民運動推進会議) ・ワンポイントリーフレット作成 	<p>【広報活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信(県民運動、県民運動推進会議) ・ワンポイントリーフレット作成 	<p>【広報活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信(県民運動、県民運動推進会議) ・取組成果のまとめと公表 	
	<p>「県民総参加による学力の向上」に挑戦します！</p>				

4 特別支援学校の整備について

1 概要

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（平成22年11月策定）の推進と、新たな課題として児童生徒数の増加による既存施設の狭隘化に対する緊急的な対応との両面から、特別支援学校の整備を着実に進める必要があります。進捗は以下の通りです。

2 内容

(1) こども心身発達医療センター（仮称）に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能

- ・新たに整備する特別支援学校については、医療との連携によって「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応するセンター的な機能を発揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい児、肢体不自由児等の教育支援の拠点とします。

＜センター的な機能の概要＞

① 県内のセンター的役割を牽引する機能

◇県内の特別支援学校におけるセンター的機能の中核として、各特別支援学校が、小中高等学校等への訪問支援（対象となる児童生徒への指導内容や方法、個別の教育支援計画の作成・活用に関する支援等）など、地域のセンター的な役割を十分に発揮できるための指導助言を行います。

◇各特別支援学校による訪問支援では対応が困難な事例について、当該小中高等学校に対して直接指導助言を行います。

② 情報発信・研修機能

◇発達障がい・肢体不自由児等に関する最先端の情報を発信するとともに、研修講座や各種アセスメント等の講習、公開ケース検討会など、県内全域及び地域別の研修会を開催します。

◇教材ライブラリーを設置し、発達障がい・肢体不自由等の指導に活用可能な教材教具の展示・貸出を行います。

③ 関係機関との連携機能

◇子どもの発達段階に応じた途切れのない支援の実現に向けて、医療・福祉・教育等の関係機関との総合的なネットワークの構築等を進めていきます。

- ・ 今後は、医療・福祉・教育等の関係機関との協議を深め、総合的な支援ネットワークの構築等を進めてまいります。

(2) 東紀州くろしお学園（本校）の統合整備

- ・ 現在、小・中学部を熊野市立有馬小学校に、高等部を熊野市立木本小学校に設置し、施設を借用していることから、特別教室の不足や、小・中学部と高等部が分散しているため、小学部から高等部まで連携した教育活動に課題がありました。
- ・ 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、県立紀南高等学校旧寄宿舎を活用した整備を進めてきましたが、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による被害等を受けて、この地での計画を中止し、新たな整備候補地の検討を行ってきました。
- ・ 防災面への配慮、児童生徒の通学時間や交流機会の確保などの学習環境、整備に要する期間などを総合的に判断し、金山パイロットファーム地内（熊野市金山町）を整備地とすることを決定しました。
- ・ 今後は、関係者との調整を図りながら、測量や地質調査を開始し、できるだけ早期の開校に向けた準備を進めてまいります。

(3) くわな特別支援学校

【現状と課題】

- ・ 平成24年4月に、児童生徒数123名（24学級）で開校しましたが、平成25年度以降、児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室が不足することが判明しました。
- ・ 児童生徒数がピークを迎えると予想される平成29年度には、児童生徒数が約200名（約34学級）になることが見込まれ、それに対応できる普通教室の確保と特別教室の設置を含む増築棟の設置が必要です。

【今後のスケジュール】

- ・ 平成24年度は、増築棟の基本設計・実施設計を進めています。

東紀州くろしお学園の現在地と整備地



5 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」の結果（速報値）について

8月1日付け、文部科学省大臣官房長及び初等中等教育局長より「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査について」の依頼がありました。

調査内容は、県立学校及び市町等教育委員会に対して、いじめ問題への取組状況に関しての調査及び各学校においてアンケート調査を実施し、児童生徒の状況を把握したうえで、いじめの認知件数等についての児童生徒調査となっています。

調査結果の概要及び今後の対応は、次のとおりです。

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するためのものです。

なお、「いじめ」の定義は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と同一であり、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とします。

(2) 調査内容

- ① 学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況に関して臨時に調査すること（以下、「取組状況調査」という。）。
- ② 学校において、児童生徒の状況を把握し、いじめの認知件数等を提出すること（以下、「児童生徒調査」という。）。

(3) 調査対象

- ① 取組状況調査
 - ・ 小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校
 - ・ 都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会（政令指定都市、特別区を含む）
- ② 児童生徒調査
 - ・ 小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校

2 調査結果の概要

(1) 取組状況調査（教育委員会回答）

- いじめの問題への取組について、設置している学校に対し、点検項目に基づく定期的な点検を求めているか。
 - ・ 「各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている」（72.4%）、及び「各学校に点検項目の作成と点検を求め、かつ報告を求め

ている」(27.6%)と回答しており、すべての教育委員会が、所管の学校に対し点検項目に基づく点検、かつ報告を求めています。

- 設置している学校に対し、いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的に実施することを求めているか。
 - ・ 定期的なアンケート調査の実施については、すべての教育委員会が実施を求めています。

- 管下の学校に対し、いじめを把握した場合に報告を求めているか。(複数回答可)
 - ・ すべての教育委員会が、いじめを把握した場合に報告を求めており、「把握したらその都度、報告を求めている」(72.4%)、「月に1回程度の報告を求めている」(44.8%)です。

- 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、その手続きに関する規則を定めているか。
 - ・ すべての教育委員会において、出席停止を命ずることもできるよう、その手続きに関する規則を定めています。

- 教育委員会の定める規則において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認めているか。
 - ・ すべての教育委員会において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認めているか規則を定めています。

- 平成24年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定があるか。(複数回答可)
 - ・ 平成24年度中に教育委員会において実施した(又は予定)いじめ問題に関する研修会については、「管理職を対象」(41.4%)、「生徒指導主事等生徒指導担当教員を対象」(48.3%)、「初任者研修」(3.4%)、「5年及び10年経験者研修等の年次研修」(3.4%)、「それ以外の教員を対象」(24.1%)と回答しており、「特に実施の予定はない」は、27.6%でした。

- いじめ問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成しているか。
 - ・ いじめ問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成している教育委員会は、20.7%でした。

- 教育委員会と学校やPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられているか。
 - ・ いじめの問題について協議する機会が設けられている教育委員会は、58.6%

でした。

- いじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検しているか。(年に1回以上)

- ・ すべての教育委員会が、点検項目を設け、定期的に点検しています。

- 学校警察連絡協議会を開催しているか。

- ・ 学校警察連絡協議会を開催している教育委員会は82.8%でした。

(2) 取組状況調査(学校回答)

- いじめ問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検しているか。(年に1回以上) また、誰が点検しているか。

- ・ すべての学校において点検項目を設け、定期的に点検しています。また、全教職員で点検を実施している学校は、小学校99.2%、中学校95.2%、高等学校66.2%、特別支援学校81.3%でした。

- 平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施したか。また、どの程度の頻度で実施したか。

- ・ すべての学校において、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しています。また、その頻度については、小中学校及び特別支援学校では、「年2～3回」実施している学校が多く、小学校64.5%、中学校68.7%、特別支援学校53.3%でした。高等学校は、「年1回」と回答した学校が80.9%でした。

- いじめを把握したときに、速やかに保護者に連絡しているか。

- ・ すべての学校において、いじめを把握したときに、速やかに保護者に連絡しています。いじめを把握したときの保護者への連絡方法については、「家庭訪問、面会により伝える」と回答した学校は、いじめ児童生徒に対しては、小学校99.5%、中学校97.0%、高等学校85.3%、特別支援学校81.3%、また、いじめられる児童生徒に対しては、小学校99.0%、中学校97.0%、高等学校88.2%、特別支援学校81.3%でした。

- 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施したか。(複数回答可)

- ・ いじめの問題に関する校内研修については、すべての校種において「生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した」(小学校92.3%、中学校85.5%、高等学校39.7%、特別支援学校25.0%)が多く、「実施していない」と回答した学校は、小学校4.3%、中学校12.7%、高等学校55.9%、特別支援学校68.8%でした。

○ 生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や連絡はどのような形で行われているか。

- ・ 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候についての校長に対する報告や連絡は、「全てを、定期的に校長にまで報告するよう努めている」(小学校 51.7%、中学校 71.7%、高等学校 32.4%、特別支援学校 43.8%)、「特に報告すべきと考えるものを校長にまで報告するようにしている」(小学校 47.3%、中学校 25.9%、高等学校 66.2%、特別支援学校 56.3%) でした。

○ 児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級内・学年内にとどまらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られているか。

- ・ 校種別で特に多いのは、小学校「月に2～3回程度」(34.8%)、中学校「週に1～3回程度」(40.4%)、高等学校「月に1回程度」(29.4%)、特別支援学校「毎日」(50.0%) です。

○ いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得られるよう努めているか。

- ・ 「いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るように努めている」と回答した学校は、小学校 27.9%、中学校 32.5%、高等学校 41.2%、特別支援学校 43.8% でした。

○ 学校警察連絡協議会を開催しているか。

- ・ 「学校警察連絡協議会を開催している」と回答した学校は、小学校 74.2%、中学校 91.0%、高等学校及び特別支援学校は 100% でした。

(3) 児童生徒調査 (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)

① 認知件数

いじめの認知件数は1,266件(小学校741件、中学校409件、高等学校110件、特別支援学校6件)でした。そのうち、いじめが解消している件数は830件(小学校512件、中学校240件、高等学校72件、特別支援学校6件)で、解消率は65.6%でした。

② 様態別 (複数回答可)

様態別では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が915件と最も多く、全体の49.3%を占めています。次いで多いのが「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」(18.1%)、「仲間はずれ、集団による無視をされる。」(16.2%)です。

③ 重大な事案に至るおそれがあると考える事案

重大な事案に至るおそれがあると考える事案は、中学校2件でした。それらの様態は、「ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。」と「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」がそれぞれ1件ずつであり、解消に向けて取組中です。

3 現状及び今後の対応

(1) 調査結果の分析と効果的な対策の推進

今回の調査で認知されたいじめの件数については、県内の全公立小中学校及び県立学校で9月上旬に児童生徒へのアンケート調査を実施したことから、より多くの子どもたちの声を把握することができたと捉えています。

本調査の結果については、市町等教育委員会との合同会議を開催し、課題等の分析を行うとともに、有識者の助言も得て、いじめの問題への取組の改善を図ります。

そのうえで、学校だけでは対応が難しい事案については、早期の解決に向けて、人的支援等、可能な限りの支援を行います。

(2) 今後の市町等教育委員会及び学校への支援

① いじめの問題への取組の徹底について

各県立学校及び市町等教育委員会に対し、児童生徒に対するアンケート調査を少なくとも学期に1回程度実施するなど、各学校におけるいじめ等の実態把握について、適切に手段を講じるよう指導・助言します。また、いじめの問題の未然防止、早期発見・早期対応について、関係各機関が連携して速やかに情報を共有し、迅速かつ適切に対応するよう、引き続き指導を行います。

② 問題解決に向けた組織的な支援

学校や市町等教育委員会からの要請を受け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導特別指導員等を学校に派遣し、早期解決に向けて支援を行います。

また、学校だけでは対応が難しい事案については、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー、生徒指導特別指導員等を含めた「学校問題解決サポートチーム」を編成し、解決に向けた支援を行います。さらに、専門的な立場からの指導や助言が必要な場合は、弁護士、児童精神科医、大学教授等の専門家と連携して、問題解決に向け支援を行います。

③ ネットによるいじめ問題への対応

業者委託によるネット上の問題のある書き込みの検索・監視を行うとともに、削除依頼等について迅速な対応を図るため、学校が直接に業者から支援を受けられるような体制づくりを行います。また、スマートフォンの普及による課題と子ども

もたちをネット被害から守るための取組について造詣が深い講師を招聘し、ネット問題の啓発活動に関わる県民を対象に、子ども・家庭局との連携のもと、11月18日に研修会を開催する予定です。

④ 未然防止の取組

学級満足度調査を活用した集団づくりを通して、子どもたち自身で解決できる力を育てる取組や、地域ぐるみで子どもたちを支えるネットワークを活用することによって、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるなど、いじめの未然防止に努めていきます。

⑤ 研修会や啓発活動の実施

ア) 「いじめ問題に関する研修会」(10月30日)の開催

- ・ 市町等教育委員会担当者や教職員を対象に、いじめのない学級・学校づくりをめざして、いじめは絶対に許さないという教職員の意識をさらに高めるための研修会を実施します。

イ) いじめの問題に関する教員用リーフレットといじめの早期発見のポイントをまとめた保護者用啓発リーフレットの作成・配付

ウ) 子ども・家庭局との連携のもと、11月に子ども虐待防止・いじめ防止キャンペーン活動の実施

- ・ 「保護者用いじめ防止啓発リーフレット」を配付するなど、子どもたちの命を守るため、広く県民に協力を依頼していきたいと考えています。

エ) 「子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い」(10月21日)の開催

- ・ いじめ問題について保護者等と意見交換を行い、保護者の考えや認識を把握し、今後の取組に生かします。

6 通学路における緊急合同点検について

1 概要

本年4月下旬に通学路における痛ましい交通事故が相次いだことを受け、平成24年4月27日付けで、文部科学大臣から、学校の通学路の安全に関する緊急メッセージが出されました。

また、その後の状況を踏まえ、国土交通省、警察庁、文部科学省から、それぞれ平成24年5月30日付け通知で、公立小学校及び特別支援学校小学部を対象として、学校、保護者、地元警察署、道路管理者による通学路の緊急合同点検を実施するよう要請がありました。

このたび三重県における緊急合同点検実施状況報告を取りまとめ、平成24年9月10日に文部科学省に報告しました。

今後は、対策案を作成し、計画的に対策を実施できるよう取組を進めてまいります。

2 経過

(1) 「登下校時等における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）」（平成24年4月27日）

- ・ 各県立学校及び市町等教育委員会に、「登下校時等における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）」を通知しました。
- ・ 改めて、通学路の安全点検を行うなどの安全確保に万全を期すとともに、交通安全指導の徹底、PTAやスクールガード、地元警察署等との連携により、地域全体で子どもたちの安全を見守る体制の充実を図るよう依頼しました。

(2) 「学校の通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月2日）

【文部科学大臣緊急メッセージ】

- ・ 平成24年4月27日に「学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されたことに合わせて、同日付けで文部科学大臣から、「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」が発出され、このことを受けて各県立学校及び市町等教育委員会に、「学校の通学路の安全確保について（依頼）」を通知しました。
- ・ 改めて、各市町や学校において通学路の安全点検を行うなど、幼児児童生徒の安全確保が図られるよう依頼しました。

(3) 「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」（平成24年6月1日）

- ・ 平成24年5月30日付け、文部科学省の「通学路の交通安全の確保の徹底について」の依頼を受け、県立学校及び市町等教育委員会に対し、学校、保護者、地元警察署、道路管理者による通学路の緊急合同点検を実施するよう依頼しました。
- ・ 調査対象を公立小学校及び特別支援学校小学部とし、平成24年9月4日までに回答するよう依頼しました。
- ・ 文部科学省に調査結果を報告するにあたり、県土整備部、警察本部との合同会議を実施（平成24年9月5日）しました。

3 調査内容

【調査の内容】

全公立小学校数、報告学校数、危険箇所数、緊急合同点検実施箇所数、対策必要箇所数と内訳等

【調査対象】

公立小学校、特別支援学校（小学部）

【調査締切】

9月10日（緊急合同点検実施状況報告）

12月10日（緊急合同点検を受けた対策の実施検討報告）

4 調査結果

県土整備部、県警察本部と連携し確認した上で、文部科学省には、以下の結果を報告しました。

	公立小学校	特別支援（小学部）	合計
全学校数（校）	414	16	430
全教育委員会数	29	1	30
報告学校数	391	1	392
報告教育委員会数	29	1	30
危険箇所数	2,657	3	2,660
緊急合同点検実施箇所数	1,796	3	1,799
対策必要箇所数（1）+（2）+（3）	1,648	2	1,650
（1）対策済み箇所数	175		175
（2）対策予定箇所数	372		372
（3）対策未定箇所数	1,101	2	1,103

※対策事例

学校、教委・・・通学路の変更、ボランティアの配置、注意立て看板の補修及び設置
道路管理者・・・外側線の引き直し、路肩や交差点のカラー舗装、ガードレールの設置
警察署・・・横断歩道の塗り直しや予告マークの設置、一部標識の建て替え

5 今後の方針

(1) 緊急合同点検を受けての対策案の作成

- ・ 文部科学省、国土交通省、警察庁の連絡会議において開催された「通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会の意見とりまとめ」が、平成24年8月10日付けで情報提供され、市町等教育委員会に周知しました。今後は、この意見のとりまとめを参考にするとともに、教育委員会及び学校は相互に連携し、保護者等の協力を得て、検討した対策メニュー案について、道路管理者及び地元警察署と連携・協力の上、地元住民との調整を図り、対策案を作成します。

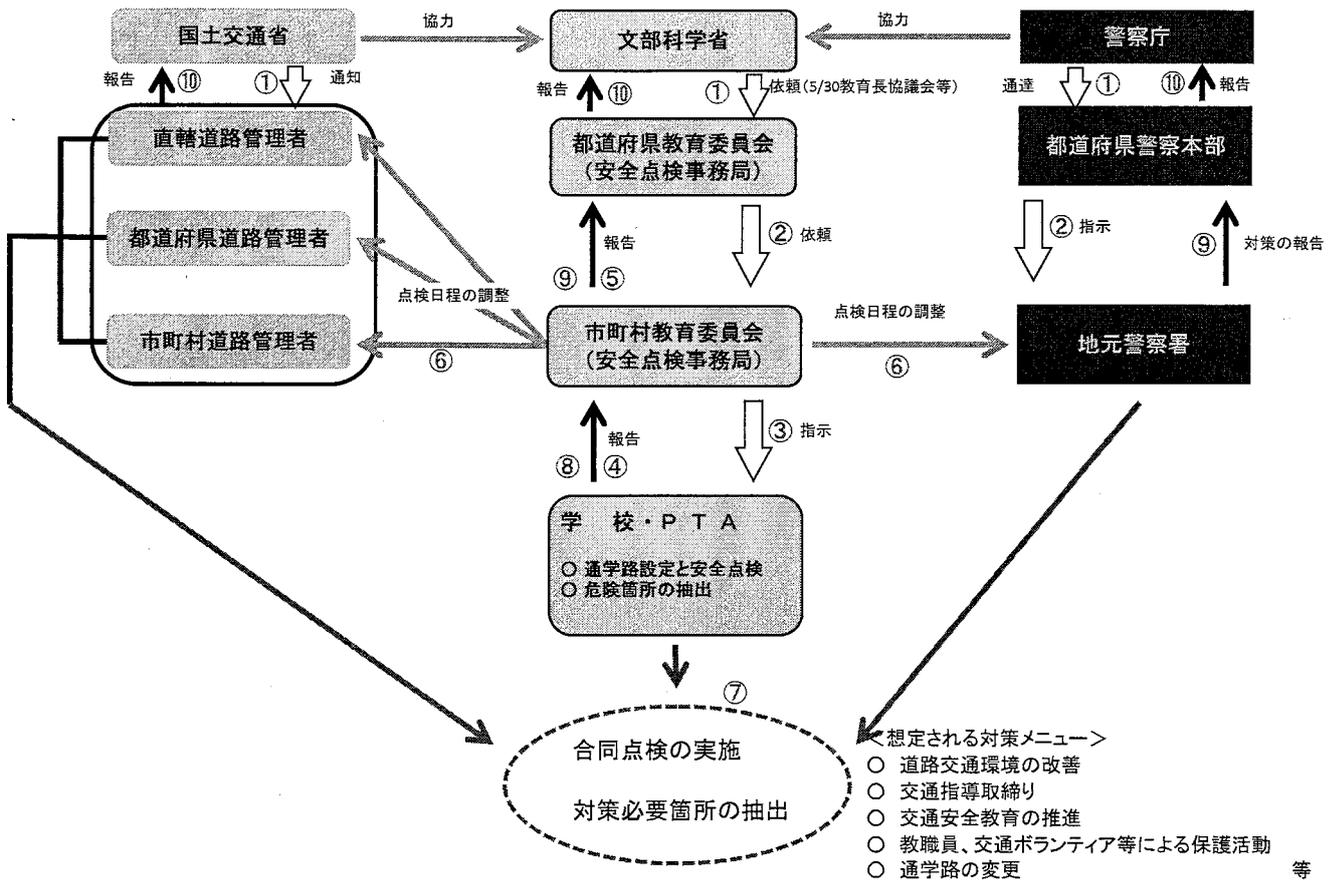
(2) 対策の実施

- ・ 平成24年9月5日に、文部科学省は「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針～子どもの『命』を守るために」を発表し、学校安全に係る基本的な考えを示すとともに、関係省庁の連携による通学路対策に係る必要な予算の確保について概算要求に盛り込みました。
- ・ 対策案に従って、教育委員会、学校、道路管理者及び警察署が、保護者等と連携を図りながら、対策未定箇所及び対策予定箇所について、速やかにかつ計画的に対策が実施できるよう、県関係部局（教育委員会、県土整備部、環境生活部、警察本部）等が連携して取組を進めます。

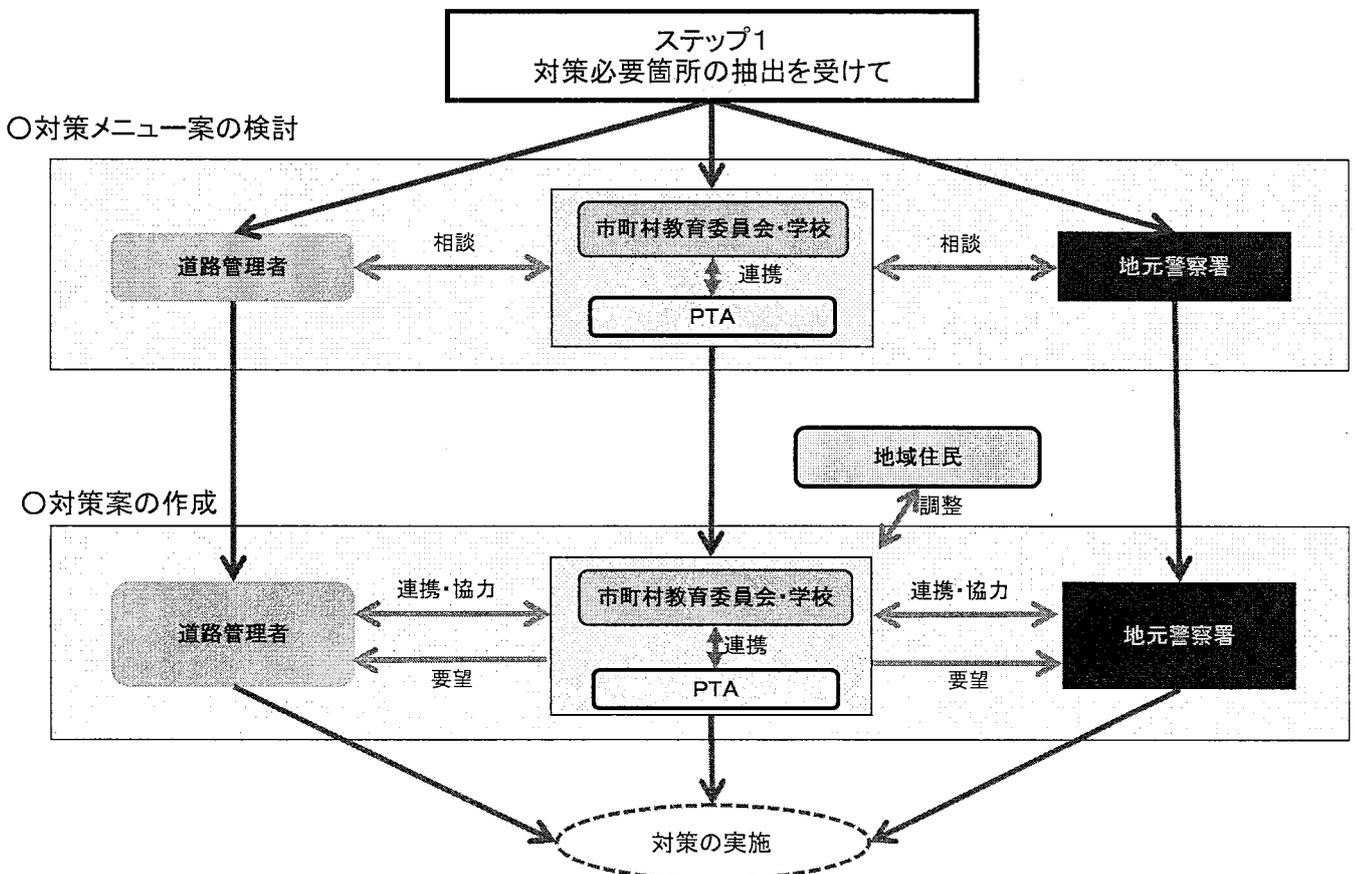
(3) 実施状況の報告

- ・ 緊急合同点検を受けた対策の実施検討報告については、平成24年12月10日までに文部科学省に報告することとなり、期限までにすべての対策必要箇所について対策案が講じられるよう、関係機関と連携を図りながら鋭意努めてまいります。

ステップ1: 通学路における緊急合同点検の流れ (参考2)



ステップ2: 緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ



7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について(平成23年度分)

<県の評価等>

施設所管部名: 教育委員会

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター (鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	財団法人三重県体育協会 理事長 田中敏夫 (鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成21年4月1日～平成25年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①事業の実施に関する業務 ②施設等の利用の許可に関する業務 ③利用料金の收受等に関する業務 ④施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤青少年センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は一を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H22	H23	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B			平成22年度に引き続き2交代制の勤務体制を行うことで、受付時間の利用を拡大するなど利用者サービスの向上に努めている。 積極的な施設・設備の修繕実施や、光熱水費等のコスト削減を図ることにより、効果的・効率的な管理運営を行っている。職員の人権研修の実施などの県施策への貢献や、個人情報取扱い及び危機管理についても適正に取り組んでいる。
2 施設の利用状況	B	B			平成22年度に引き続き休業日の縮小に努め、施設の利用機会の拡大を図っている。 また、新規事業「職人ものづくり教室」、伊勢型紙の体験教室の出前事業の実施、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とする主催事業を実施するとともに、利用者の研修内容に合わせたボランティアによる研修活動を支援するなど、体験学習の充実に努めている。
3 成果目標及びその実績	C	B			施設稼働率については、利用団体の活動縮小等の理由により、成果目標95.6%を達成することはできなかったものの、平成22年度に比べ3.1ポイント上回り93.5%であった。施設延利用者数については、地道な利用促進活動の結果、成果目標74,100人を上回る74,365人を達成することができた。利用者満足度については、前年度に引き続き成果目標93.7%を上回る99.0%を達成することができた。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況については、指定管理者から提出される各月及び四半期毎の業務報告、定期的なモニタリングにより、施設の管理状況や事業実施の状況を確認したところ、事業計画に基づき適切に行われている。利用団体等との調整、利用許可や料金收受に関する業務を適切に実施し、多くの県民が利用できるような円滑な運営に努めている。 ・施設の維持管理及び修繕については、老朽化に伴う施設・設備の修繕を積極的に実施している。また、平成23年度においては、宿泊機能の充実に図るため、経年劣化による宿泊室のエアコン更新を行う等、施設的环境整備に努めている。 ・職員の人権尊重社会の意識向上を図るため、人権研修会を実施し、また、利用者のニーズに応じて施設内の一部を託児室として許可するなど県施策と歩調を合わせた取組も実施している。 ・危機管理の取組として、危機管理マニュアルを随時更新し、職員全員にマニュアル携帯を義務付けている。また、年2回の消防訓練を実施する等、職員の危機管理意識の向上に努め、利用者の安全管理の確保に努めている。 ・個人情報保護方針をホームページに掲載し、利用申込書等には個人情報の取扱いを記載している。指定管理者が保管している個人情報についても、職員全員が厳重に保管管理を行っている。 ・利用者のニーズに合わせ、幼児から大人まで幅広い層を対象に13の主催事業を実施するとともに、豊富な知識を有する74名のボランティアによる研修活動の支援を活用することで、施設が学校・社会教育関係団体等に幅広く利用されている。 ・繁忙期である4～8月の休業日の営業、変形労働時間の採用や2交代制勤務を行うなど職員の勤務ローテーションを工夫することで、業務執行体制を確保している。また、学校行事にかかる引率者の利用料金減免を行うなど、引き続き利用者サービス及び利便性の向上に努めている。 ・以上のことから、当施設は適切な管理運営を実施しているものと評価できる。施設稼働率は、目標を達成することができなかったため、今後は、利用者アンケート調査等により利用者のニーズを的確に把握し、過去の実績を比較する等利用状況を分析・検証して目標達成に取り組む必要がある。また、体験学習の機会を充実するため、新たな研修プログラムの開発等、研修内容の充実に努める取組が求められる。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成23年度分)>

指定管理者の名称: 財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・ 管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の収受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。
- ・ 利用及び指導業務では、宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用団体への指導を行った。利用団体の生活面だけでなく、創作活動の指導を行う等研修活動を支援した。
- ・ 青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、職人ものづくり教室などの13の主催事業を開催した。幼児から一般まで幅広い層にわたって、青少年の健全育成及び生涯学習の場を提供した。
- ・ 利用許可及び利用料金の収受等に関する業務では、利用許可の取扱基準・利用料金の納入方法を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。
- ・ 利用者アンケートから指摘されたことや職員からの提案による施設改善を実施した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 平成23年度の修繕費は8,902,834円と前年度とほぼ同じ規模で実施し、管理研修棟の屋根補強塗装修繕等、老朽化に伴う施設整備を積極的に実施した。また、宿泊棟エアコン取替改修等、特に緊急性を要する物件についても速やかに修繕を実施した。
- ・ 良好な施設の提供やサービス向上のため、修繕または改修計画について三重県教育委員会と協議を行った。
- ・ 中長期的な修繕計画を作成し、三重県教育委員会へ報告した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・ 人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。
- ・ 次世代育成支援の一環として、文化室について利用者の希望に応じて託児室としての利用を許可した。また、自然や環境問題をテーマとしたイベントである「三重しぜん文化祭inすずか」に出展参加し、出前主催事業(伊勢型紙体験)を実施した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 情報公開については、平成12年度に「財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。
- ・ 個人情報については、平成17年度に「財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱いを明示している。施設内での個人情報が掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーは施錠し、職員一同で厳重に注意し、保管・管理を行っている。
- ・ 平成23年度における情報開示請求はなく、個人情報の漏洩もなかった。

⑤ その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

<目標>	施設延利用者数 74,100名	<実績>	施設延利用者数 74,365名(前年度比:5,844名増)
	施設稼働率 95.6%		施設稼働率 93.5%(前年度比:3.1ポイント増)
	利用者の満足度 93.7%		利用者の満足度 99.0%(前年度比:0.4ポイント増)

利用許可については、基本協定書第9条に規定する不利益処分及び利用許可の取扱いの基準を設け、全ての利用団体に対し、利用を許可した。申請段階で、書類不備等がある場合は、利用団体に事前に説明をし、了承を得て、入所までに対応しているため、当日の利用を制限した事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

・ 利用料金収入目標額37,621千円に対し、平成23年度実績38,812千円で、1,191千円増額となった。
ただし、前年度と比較して、1,372千円の減額となった。

・ 利用料金の減免

県内の保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が、学校行事として利用する場合、全ての利用者に被引率料金とした。また、学校行事としての参加の場合を除き、3歳以下の乳幼児の利用料金を免除した。利用料金の減免額は、1,103,100円であった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料	65,918,000	66,027,000	事業費	3,304,337	4,363,300
利用料収入	40,184,700	38,812,005	管理費	100,921,854	104,804,437
その他の収入	5,726,224	6,358,892	その他の支出	5,459,670	0
合計 (a)	111,828,924	111,197,897	合計 (b)	109,685,861	109,167,357
収支差額 (a)-(b)	2,143,063	2,030,540	/		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	1,103,100
---------	-----------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設稼働率: 95.6% 施設延利用者数: 74,100名 利用者の満足度: 93.7%
成果目標に対する実績	施設稼働率: 93.5% 施設延利用者数: 74,365名 利用者の満足度: 99.0%
今後の取組方針	利用者の満足度と施設利用者数は目標数値を達成できた。 ただし、施設稼働率については、稼働率の向上対策として、利用促進活動を中心に実施したが、目標値を達成することができなかった。利用者の満足度の高い施設としてPRしていき、特に閑散期にあたる冬季の稼働率を向上できるよう、引き続き目標達成に努力する。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B	利用者が円滑な研修活動を実施できるよう、職員の2交代制勤務体制の導入や、変形労働勤務時間を引き続き導入し、利用者のサービス向上に努めた。また、サービスの一環として、横断幕を製作し、全職員で利用者の見送りを行った。 コスト削減として、省エネ電球への切り替えの実施、季節ごとの外灯点灯時間の変更や館内廊下の間引き点灯などの節電に努めた。また、事務室の冷暖房の適正な設定温度も行った。 また、職員への人権研修会の実施、研修室の託児室利用の許可を行うなど、県施策へ貢献した。
2 施設の利用状況	B	B	指定管理者制度導入から6年目(2期目:3年目)となり、利用者の利便性を図る様々なサービスの提供を実施した結果、利用者満足度の向上が認められた。 今後も継続して、利用者のニーズに合ったサービスの提供と、あわせて出前主催事業などのPR活動を実施していき、利用者の拡大に努めていきたい。
3 成果目標及びその実績	C	B	施設延利用者数、利用者の満足度は、目標数値を達成できた。 しかし、施設稼働率については、目標を達成できなかった。今後は当初の目標を達成できるようさらに努力していきたい。

※評価の項目「1」の評価：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・センターボランティアバンクを設置し、豊富な知識、技能及び経験を有している方や今から地域社会で活動したいと思っている方74名の登録を得て、主催事業のスタッフや講師、利用団体の指導者として積極的な活用を図り、青少年育成を推進することができた。 ・小中学生対象事業、一般・高齢者対象事業等、様々な主催事業を計13事業開催し、幼児から一般(高齢者)まで幅広い層にわたって、青少年の健全育成及び生涯学習の場を提供することができた。 また、新規主催事業「職人ものづくり教室」や、伊勢型紙体験教室の出前事業を開催することで、広く体験活動の場を提供することができた。24年度は、施設稼働率の成果目標を達成するため、閑散期を中心に、出前事業を年間5回程実施していきたい。 ・利用促進活動については、北勢地域にある小学校・中学校について、利用がない学校に利用促進活動を実施した。また、近隣の幼稚園・保育園、小学校・中学校校長会や企業・学習塾を中心に、サークル活動団体に出向き、新規利用団体の促進・利用説明を実施し、今後の利用確保に努めた。 ・青少年の健全育成の場はもとより、生涯学習の場として、学校関係団体だけでなく、県内外を問わずクラブ・企業・家族等を積極的に受入れた。 ・施設の維持管理については、設備点検業務を重視し、かつ委託業者との連絡会議を強化した。また、コスト削減の一方で、緊急性の要する修繕を含め、計画的・積極的な修繕を実施した。県と管理者のリスク分担は指定管理者の協定書で決まっているが、突発的な設備の故障など、緊急性を要する場合も想定されるため、その際の対応など、三重県教育委員会と協議する必要がある。 ・全利用団体に対し依頼している利用者アンケートの要望を取りまとめ、現在の設備状況及び過去の修理状況を踏まえ、中長期的な修繕計画を作成し、修繕が必要となる箇所等を三重県教育委員会へ報告したり、利用方法に工夫する等良好な施設の提供や利用者サービスの向上に努めている。 ・施設活用の向上及び体験活動プログラムの充実を図るため、三重県教育委員会に対し調理設備の要望をした結果、調理設備が設置された。今後、主催事業等へ活用し利用者の体験活動の場の提供に努めていく。 ・危機管理体制については、危機管理マニュアルを見直し、利用者の安全に努めた。また、職員全員に危機管理マニュアルの携帯を義務付け、年2回の消防訓練の実施やAEDの取扱講習を含む救命救急法講習会への参加等実働訓練も実施し、万全の体制に努めている。 ・利用者が円滑な研修活動を実施するため、センター職員の勤務ローテーションの工夫(変形労働時間の採用や勤務体制の2交代制)を行った。
--------	---

<指定管理者の評価・報告書(平成23年度分)>

指定管理者の名称: 有限会社熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第二条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び青少年育成関係者への研修業務並びに施設の利用、指導業務、利用許可、料金收受等に関する業務等を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等の講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業、共催事業ではニュースポーツ、クラフト、親子クッキング、スポーツ冠大会及び初心者向けパソコン教室等幼児から一般まで幅広く青少年の健全育成、生涯学習を実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金收受等に関する業務については、取り扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者アンケートに寄せられた意見、職員の提案等により施設改善を実施した。
- ・平成23年度の修繕費の支出額は6,043,361円である。老朽化に伴う施設修繕を積極的に実施した。特に緊急性を要するアスレチック等の物件については速やかに修繕を実施した。
- ・小破修繕、大規模修繕について、短期(1年)、中長期(3年以上)等の修繕計画を立て計画的に修繕を実施した。
- ・24年度についてもアスレチック施設、給排水設備等(浄化槽、ポンプ等)の修繕を計画しているところである。

③県施策への配慮に関する業務

- ・人権が尊重されるまちづくりを目指し、3回の研修会に職員全員が参加した。また、すべての人にやさしく利用しやすい施設づくりに努めた。
- ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組として、「自然文化祭」にブースを出店し、啓発に努めた。
- ・生涯学習センターの「地域『学』フェスティバル」、総合文化センターの「そうぶんのお正月」にブースを出店した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。
なお、平成23年度においては、開示請求はなかった。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

設定目標	延施設利用者数	26,000人	実績	延施設利用者数	28,976人
	利用者の満足度	90%		利用者満足度	92.3%

利用許可については、基本協定書第9条に規定する不利益処分及び利用許可の取扱いの基準を設け、全ての利用団体に利用許可をした。申請段階で書類不備等がある場合は、利用者に事前に説明をし、了解を得て入所まで対応しているため、当日の利用を制限した事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- ・利用料金収入目標額7,629千円に対し、平成23年度実績6,439千円であった。
- ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合は引率者に利用料金の減額を適用した。利用料金の減免額は301,740円であった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H22	H23		H22	H23
指定管理料	43,141,000	43,206,000	事業費	2,775,111	2,362,575
利用料金収入	4,344,556	6,439,797	管理費	37,865,174	46,174,129
その他の収入	849,414	628,049	その他の支出	1,879,800	1,654,342
合計 (a)	48,334,970	50,273,846	合計 (b)	42,520,085	50,191,046
収支差額 (a)-(b)	5,814,885	82,800			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	301,740
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数 26,000人 利用者の満足度 90%
成果目標に対する実績	延施設利用者数 28,976人 利用者の満足度 92.3%
今後の取組方針	更なる利用者の拡大を図るうえで、魅力ある主催事業を展開するとともに、誰もが参加できるよう学校、施設等への出前講座を開催していきたい。また、営業、広報を通じて当所の認知度を高めていく活動を積極的に行っていく。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H22	H23	
1 管理業務の実施状況	B	B	「利用者アンケート」において指摘された意見等で、改善、改修出来るものは直ちに着手した。事業の内容等についての意見は指導系職員を中心に検討会を開催し、対応した。また、主催事業においては出来る限りすべての人に参加していただけるよう講師等と相談し、定員過多であっても受入れ可能な事業については参加を受諾し、サービス向上に努めた。昨年度同様、専門性を要する事業については外部委託とした。
2 施設の利用状況	B	B	県内、和歌山県内の小中学校による宿泊体験研修、スポーツ・文化クラブの合宿拠点としての利用を中心に、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な体験事業を行うとともに、地域団体と連携して、体育室、芝生広場及び野外炊事場等を開放して利用者の拡大を図った。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標 延施設利用者26,000人に対し28,976人 利用者の満足度90%に対し92.3%と目標を達成することができた。

※評価の項目「1」の評価

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」→ 当初の目標を達成している。
 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>・成果目標は台風12号等による水害の影響で厳しい状況かと思ったが達成する事が出来た。平成24年度も高い成果目標であるが達成に向けて、さらに県内外からの拡大を目指していきたい。 平成24年度成果目標 延施設利用者数26,000人 利用者の満足度90%</p> <p>・主催事業の開催にあたっては本年度から東紀州エリア内の小学校だけでなく、新宮市(和歌山県)の小中学校へのチラシ配布を実施した。予想以上に新宮市からの参加者を募ることが出来た。また、募集定員を超えた場合も、可能な限りは多くの利用者に参加をいただいた。</p> <p>・市、県及び地域の連携団体と協力して事業を展開した。開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めた。</p> <p>・県総合文化センターで開催された「地域『学』フェスティバル」、「そうぶんのお正月」、伊勢トピア(伊勢市生涯学習センター)で開催された「新春まつり」及び鈴鹿市文化会館で開催された「自然文化祭」にブースを出店し、クラフト体験や活動展示を行い、県施策への配慮とともに、施設のPR活動に努めた。</p> <p>・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善出来る事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や昼休みの消灯、電球の減数等徹底したコストの削減を行った。</p> <p>・熊野市が今後「マリンスポーツ事業」として取り組んでいくシーカヤックをいち早く利用団体に紹介し、体験を行い、利用者の体験メニューの幅を広げることが出来た。平成24年度からは他の「マリンスポーツ事業」にも熊野市と連携して取り組んでいきたい。</p> <p>・施設の維持管理に対しては、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。</p> <p>・利用者の安全確認のため、「危機管理マニュアル」、「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。的確な対応をすることが出来るよう心がけるとともに、年3回の防災研修(AED取扱含)を実施した。</p> <p>・業務の執行は事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制作りを行った。</p>
--------	---

8 指定管理者選定の進捗状況について

1 概要

平成25年4月1日からの、三重県立鈴鹿青少年センター及び三重県立熊野少年自然の家の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、審査等を行っています。

2 選定委員（敬称略）

委員長	時安 和行	（至学館大学 学科長・准教授）
委員長代理	前川 準一	（公認会計士）
委員	長谷部 拓哉	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	瀬古 久美子	（三重県小中学校長会副会長）
委員	小石川 巧史	（日本ボーイスカウト三重連盟理事）
委員	鈴木 早苗	（公募委員）

3 進捗状況

6月28日	第1回選定委員会開催（審査基準・配点表の策定等）
7月13日～8月3日	募集要項の配布
8月6日～7日	現地説明会開催
8月6日～8月24日	募集要項等に対する質問の受付及び回答
8月22日	第2回選定委員会開催（進捗状況報告、施設見学）
8月24日～9月7日	申請書受付
10月12日	第3回選定委員会開催（ヒアリング審査及び総合審査）

4 選定委員会での審議内容等

（1）第1回審議内容

選定委員会は、公開で行い審査基準や配点表を決定するとともに、指定管理候補者選定までのスケジュール等について審議を行いました。

今回の募集では、施設の安全管理に努め、利用者の視点に立ち効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、学校教育やその他多様な主体と連携しながら、体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を努めるため、新規主催事業を実施することを明確にしたり、修繕料のリスク分担の見直しを行いました。それに伴い、審査基準事項に、高配点を設定し審査を行う予定です。

（2）第2回審議内容

選定委員会は、公開で行い指定管理者選定にかかる進捗状況について説明し、審査の充実を図るため施設見学を行いました。

（3）審査過程の公開

会議の開催結果は、ホームページに掲載し審査の透明性の確保を図ることとしています。

5 応募の状況

(1) 鈴鹿青少年センター

①現地説明会参加者団体数 4団体

②申請者

財団法人 三重県体育協会（鈴鹿市御菌町1669番地）

(2) 熊野少年自然の家

①現地説明会参加者団体数 3団体

②申請者

有限会社熊野市観光公社（熊野市井戸町653-12）

6 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

資料1及び資料2のとおり

7 今後の予定

(1) 審査

10月12日に実施するヒアリング審査及び総合審査の結果を踏まえ、指定管理候補者を選定します。

(2) 指定管理者の指定

平成24年第2回定例会11月会議の議決を経て指定します。

(3) 協定の締結

平成25年1月から3月までの期間に締結します。

(4) 指定期間

平成25年4月1日～平成30年3月31日

<参考> 指定管理者選定基準（別紙）

指定管理者選定基準

審査項目	審査基準	配点	
1 管理運営方針に関する事項	(1) 管理運営の総合的な基本方針	① 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか、青少年の健全育成を図るための施設運営についての方針が示されているか	10
		② 施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか	5
		③ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。また、公平・公正な利用について考慮しているか。	5
	(2) 成果目標と自己評価	① 施設運営の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか	5
		② 他の施設を管理運営した実績がある場合、目標値の達成度等、効果的な管理運営を行っていたか	5
	(3) 企業(団体)の社会的責任等	① 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	5
	② 県の施策実現に貢献する方策が示されているか	5	
小計		40	
2 管理業務に関する事項	(1) 施設の維持管理及び修繕に関する事項	① 関連する法令等を遵守し、業務に必要な有資格者を配置しているか	5
		② 現在の維持管理レベルは保たれているか、改善されているか	5
		③ 施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト縮減・省エネ対策等は考慮されているか	10
		④ 利用者の安全を確保するため、日常の点検業務を行うとともに、修繕計画を立て計画的、有効的に執行することができるか	20
	(2) 利用者の安全確保、事故防止対策、危険箇所等の早期発見及び措置に関する事項	① 利用者の安全確保、事故防止対策は具体的で効果的なものであるか	10
		② 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか。施設・設備・物品の安全な取扱いについてどう考えているか。	10
	(3) 緊急時、事故発生時の対応等危機管理に関する事項	① 危機管理マニュアルの作成、緊急時の対応等危機管理体制を整備されているか	20
		② 緊急時・事故発生時における危機管理対応策及び、緊急事態を想定した訓練の内容が提案されているか	10
(4) 個人情報保護及び情報公開に関する事項	① 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	
	② 情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	
小計		100	
3 運営業務に関する事項	(1) 事業の実施に関する事項	① 地域内外の多様な主体と連携しながら、体験学習の機会の拡充を図る基本方針が提案されているか	20
		② センターが有する施設・設備等を有効活用し、研修機能が維持された計画となっているか	5
		③ 専門職員の配置は、適切にされているか	10
		④ 学校の教育課程に基づく児童生徒等の体験学習に利用しやすい提案がされているか	20
		⑤ 地域の特性を活かした体験プログラムの開発、また、利用者への提供方法等の提案がされているか	20
		⑥ 現在実施している主催事業を検証したうえで、主催事業が計画されているか。新規事業の内容が、基準を満たしているか。また、基準以上の企画提案がされているか。	20
		⑦ 利用者サービス(食堂・寝具供給)は基準どおりされているか	10
	(2) 施設等の利用の許可等に関する事項(開館時間含む)	① 条例の範囲内で、利用の申請から許可までの一連の手続方法について、手引きが作成されているか。利用者にとってわかりやすいものとなっているか。	5
		② 受付時間、利用時間、休館日について、利用者の利便性を考慮したものであるか	5
	(3) 利用料金の收受等に関する事項	① 利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、收受方法、後納、減免返還等の考え方は適当か、公益上必要と認められるか	5
	(4) 情報発信・提供に関する事項	① 広報資料を作成、報道機関等へ資料提供を行う等提案されているか	5
		② ホームページを開設し広報するとともに、県内の体験活動の機運の醸成に努めたり、会員登録制度の内容が提案がされているか	5
	(5) 利用促進等に関する事項	① リピーター確保、新規開拓等利用者の増加、閑散期対策が提案されているか	10
		② 利用状況等分析・検証し、成果目標の達成に向けた実効性のある取組が提案されているか	10
③ 体験学習の機会拡充のため、他施設、企業、地域の団体及び学校等様々な団体との連携方法等について具体的に提案されているか		20	
④ 利用者満足度を測るため利用者アンケートを実施すること、また、その結果への具体的な対応策が計画されているか		10	
小計		180	
4 収支計画に関する事項	(1) 収支計画の積算の考え方	① 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	20
		② 提案された事業が十分実施できる計画となっているか	20
	(2) コスト削減の考え方	① 県費負担額が軽減されているか	20
		② コスト削減方策は実効性があり創意工夫されているか	20
小計		80	
5 組織及び事業員に関する事項	(1) 組織及び人員の確保、職員の雇用形態、保有資格、環境づくり、職員の服装等に関する事項	① 組織及び責任体制は明確で適切か、提案事業が実施できる体制か、効率的な体制か	20
		② 利用者の視点に立った施設的环境づくりや、職員の服装について、工夫がされているか	20
	(2) 業務内容に応じた職員の配置、勤務体制	① 人員配置及び勤務体制は適切か	20
		(3) 職員の人材育成方針及び研修計画	① どのような人材育成方針を策定し、公の施設の管理者として効果的な研修計画を立てているか
	(4) 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	① 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか、施設経営の実績があるか	20
	小計		100
配点合計		500	

- ① 第一次審査
 選定委員会は、最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県教育委員会の求める要求水準を満たしているか否かの判断をします。
 最低基準は、選定委員会1名の委員の総得点500点のうち、250点以上とします。また、最低基準を満たしていない場合、選定委員会において協議を行います。
 なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてその取扱いについて審議を行います。
- ② 第二次審査
 第一次審査を通過した申請者を対象に、上記の審査基準等に基づき選定委員会によるヒアリングを第二次審査として実施します。
- ③ 最終審査・順位付け

三重県立鈴鹿青少年センター 事業計画書の要旨

申請者名	財団法人三重県体育協会 代表者 理事長 田中 敏夫
管理運営方針に関する事項	<p>5年間の受託管理・6年半の指定管理者としての実績で培ったノウハウを最大限に活かし、下記6項目を基本方針とした、堅実なセンターの管理運営を実施する。</p> <p>I センター設置目的の達成 青少年の健全育成、生涯学習の推進</p> <p>II 利用者の皆さまに期待される施設運営の推進 施設の有効性・快適性の向上</p> <p>III 利用される方の安全を第一とした危機管理の徹底 「危機管理マニュアル」の策定、個人情報の保護</p> <p>IV 指定管理者制度の趣旨を生かした効果的・効率的な管理運営の追求 「PDCA サイクル」による改善システムにより、常に業務改善を図る</p> <p>V 管理実績を踏まえ、安全・清潔な施設維持管理の実施 安全で清潔な環境で研修活動が行える施設づくりの推進</p> <p>VI 県の行政施策に対応した管理運営の実施 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインの普及、次世代育成支援の推進、環境保全活動、地震防災対策等</p>
管理業務に関する事項	<p>I 施設等の維持管理及び修繕に関する事項 計画的な維持管理の実施、職員による積極的な活動</p> <p>II 利用者の安全確保、事故防止対策、危険箇所等の早期発見 [事前予防と情報の収集] ・施設・設備や研修活動範囲の日常・定期的点検の実施 [「危機管理マニュアル」の策定] ・食中毒・火災・地震・事故・台風・不審者について「危機管理マニュアル」を策定 ・「危機管理マニュアル」に基づいた研修会の実施</p> <p>III 緊急時・事故発生時の対応 ・対策本部を設置し、県教育委員会及び本協会事務局、関係諸機関と連携しながら迅速に対応する体制の構築 ・近隣の医療機関と平素から連携を図り、スムーズな搬入ができる体制の構築</p> <p>IV 個人情報の取扱い 「個人情報の保護に関する法律」、「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、本協会が策定する「財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」に基づき、適正な取扱いの実行</p> <p>V 情報公開への対応 ・センターの管理運営に関する基本情報は、本協会やセンターのホームページに掲出 ・情報開示の請求には、「三重県情報公開条例」とともに、本協会の「財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」に基づき適正な対応を実施</p>
運営業務に関する事項	<p>主催事業とは「センターの設置目的を具現化する事業としてセンター自らが企画し、実施する事業であり、地域内外の多様な主体と連携しながら、体験学習の機会の拡充を図る」を基本方針として実施</p> <p>I センター設置目的に適合した事業の実施 生涯学習教育を推進するための事業の実施</p> <p>II 地域の特性を生かした体験プログラムの機会の拡充 地元の地域の特性を生かした自然体験・農業体験・漁業体験・伝統産業・文化活動等の提供</p>

	<p>III センターの利用増大に貢献できる事業の実施 マスコミ等に情報提供する</p> <p>IV 継続事業の実施には、PDCA視点の導入 継続事業の場合、事業の反省を確実に反映、事業後に参加者アンケートを実施し、結果から事業効果測定等の分析を行い、事業改善に繋げる</p> <p>V ボランティア・外部講師の協力を得ながら実施 センターに登録されたボランティアや外部講師の方の協力を得ながら実施 企業や公的施設と連携し、ボランティア講師等の発掘に努める</p> <p>VI 受益者負担を原則とする事業の実施 指定管理者が独自で主催する事業であることから、事業経費については、実費による参加者負担を原則としている</p> <p>(ア) 体験プログラムの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統産業プログラム……伊勢型紙、鈴鹿墨などの見学及び体験 ・創作活動プログラム ……森の工作(木の実などを使った創作活動) ・産業体験プログラム……本田技研工業等での製造工程勉強など ・自然体験・野外活動プログラム……「森公園」と連携した自然観察など ・地場産業プログラム……魚の掴み取り、魚の荷揚げ、海苔工場工程見学など <p>(イ) 主催事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業……9 事業 ・従来から継続して実施する事業……15事業 (合計24事業を実施計画) 						
収支計画に関する事項	<p>I 収支科目 ・「三重県立鈴鹿青少年センター条例」において、減免の継続、季節料金の実施</p> <p>II 支出科目 ・指定管理者として人件費の縮減、コスト削減として、「チャレンジ 25」に引き続き参加</p>						
組織及び人員に関する事項	<p>I 職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、所長1名・研修部6名・総務部3名の総計10名の職員を配置 ・知識・技術に高い専門性が問われる部門である研修部は教員免許を有し、学校・社会教育施設で指導経験のある職員を配置 ・各種事業及び創作活動等の指導者や補助員として、センターボランティアバンクに登録された外部講師やボランティアの方の協力を得ながら必要に応じて配置 ・食堂業務や保守管理等の専門的業務については、外部委託により対応 <p>II 職員の配置、勤務ローテーション 効率的・効果的な運営を行なうための人員体制として、2区分のシフト勤務体制で毎日5名以上の勤務体制を確保</p> <p>III 職員の人材育成 青少年健全育成や社会教育推進の役割をより効果的に実践するために、様々な職員能力向上の研修を実施</p>						
収支計画書(千円)	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	収入合計	111,309	110,614	110,589	111,334	110,589	
	内訳	指定管理料	65,537	64,842	64,817	65,562	64,817
		利用料金収入	38,812	38,812	38,812	38,812	38,812
		参加料収入	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		その他収入	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
支出合計	111,309	110,614	110,589	111,334	110,589		

三重県立熊野少年自然の家 事業計画書の要旨

申請者名	有限会社 熊野市観光公社
管理運営方針に関する事項	<p>◆安全・安心・満足度100%の施設を目指して</p> <p>熊野市の全面的な支援のもと安全・安心・満足度100%の施設を目指して、地域資源の活用や地域連携等の充実を重視しつつ、「三重県立熊野少年自然の家条例」等の内容を踏まえて、次の基本方針により管理運営を行います。</p> <p>1 地域や施設の特性等を最大限に活かした効率的かつ効果的な管理運営</p> <p>(1) 施設の設置目的達成と機能的価値を高める運営を行います。</p> <p>(2) 優れた地域資源を最大限に活かした効果的な管理運営を行います。</p> <p>(3) 経費の節減とサービス向上の両立に努め、安定かつ効率的な管理運営を行います。</p> <p>2 安全・快適で安心な施設管理</p> <p>(1) 施設の安全管理と危機管理を徹底します。</p> <p>3 利用者の満足度を重視した利用者本位の管理運営</p> <p>(1) 広く情報提供に努めるとともに利用者の声を管理運営に反映します。</p> <p>(2) 利用者の立場に十分配慮した管理運営を行います。</p> <p>(3) 職員の質の向上を図ることを通じて利用者サービスの向上に努めます。</p> <p>4 利用者の拡大と人づくりを通じた地域振興への貢献</p> <p>(1) 観光公社としての特性を活かして利用者を拡大します。</p> <p>(2) 少年の健全育成等を通じた心豊かな社会づくりと地域の振興に貢献します。</p>
管理業務に関する事項	<p>1 安全・安心、そして快適性を追求します。</p> <p>利用者が安全、安心、そして快適に施設を利用できるよう施設管理に関連した法令や仕様書等で定められた管理基準の遵守をチェックシート等の活用により徹底し、良好な維持管理に努めます。専門性を有する業務は法令等に定められた有資格者を有する外部への業務委託を基本としますが、職員で対応できることは自ラ行い、委託費の抑制に努めます。また、計画的な修繕と省エネによる環境にやさしい施設づくりを進めます。</p> <p>2 利用者の安全を最優先し、徹底した安全点検で“事故ゼロ”を実現します。</p> <p>施設及び設備機器等の保守点検や危険箇所の早期発見を目的とした施設内巡視など徹底した安全点検を実施して、利用者の安全確保、事故防止に努めます。</p> <p>3 火災予防や自然災害等の被害予防対策を充実します。</p> <p>火災予防や地震被害予防対策を進めるとともに、災害等が発生した場合やその恐れがあるときは、災害応急対策マニュアルに基づいて利用者の安全確保をはじめとした危機管理対応を確実にを行います。</p> <p>4 個人情報保護を徹底します。</p> <p>個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、個人の人格尊重の理念のもとに、個人情報の適正な取り扱いを行います。</p>
運營業務に関する事項	<p>1 6つのシリーズによる魅力ある主催事業</p> <p>熊野市の全面的な支援のもと地域の各種団体等と連携しながら、施設の機能や豊かな自然、歴史・文化、人材など地域資源を最大限に活用し、以下の6つのシリーズによる多様で魅力ある研修・体験プログラムを提案します。その中で、基本とする年間20以上の主催事業を実施し、利用団体の希望により研修活動として8の体験プログラムを実施することができます。</p>

		<p>①熊野「ネイチャー・ウォッチング！」シリーズ、②熊野「わく・ドキッ！」シリーズ、③熊野「アカデミック！」シリーズ、④熊野「フードカルチャー！」シリーズ、⑤熊野「クリエイティング！」シリーズ、⑥熊野「グループアクション！」シリーズ</p> <p>さらに、熊野市観光公社企画事業である「とっておきの熊野」シリーズにおける24の体験プログラムを組み合わせた研修活動もできます。</p> <p>2 利用者サービスの向上</p> <p>意見箱の設置や利用者の満足度調査等により利用者の評価、意見・要望を把握した上で、PDCAサイクルによる業務の評価・改善を行うことにより、利用者サービスの向上に努めます。</p> <p>(1) 職員の利用者に対する接遇の充実を徹底して行います。</p> <p>(2) 施設全体にわたって安全・安心そして快適な環境の維持・向上に努め、利用者にとって居心地のよい施設づくりを推進します。</p> <p>(3) 安全・安心で満足してもらえ、おいしい食事を提供します。</p> <p>(4) 当社の旅行業の資格を活かし、宿泊、研修・体験等と交通手段の手配等を一括して行うことにより、利用者の利便性の向上を図ります。</p>																								
収支計画に関する事項		<p>三重県立熊野少年自然の家条例第18条の規定の基づき、利用料金は以下のとおり設定します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊室 利用料</td> <td rowspan="2">1日(1泊)</td> <td>児童生徒、引率者</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設・設備 利用料</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>体育館</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設備及び器具1点又は1式</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、食事は、朝食(和・洋450円)、昼食は3コース(500円～700円)と弁当2コース(600円～700円)、夕食は3コース(600円～1,200円)とし、野外バーベキュー等の食材斡旋や希望により特別メニューも内容に応じた料金で柔軟に対応する予定です。また、リネン料は1日目215円、2日目以降55円とします。</p>						区 分			金 額	宿泊室 利用料	1日(1泊)	児童生徒、引率者	260円	その他	730円	施設・設備 利用料	1時間	体育館	310円	研修室	160円	設備及び器具1点又は1式		0円
区 分			金 額																							
宿泊室 利用料	1日(1泊)	児童生徒、引率者	260円																							
		その他	730円																							
施設・設備 利用料	1時間	体育館	310円																							
		研修室	160円																							
	設備及び器具1点又は1式		0円																							
組織及び人員に関する事項		<p>職員は、正規職員を4人、臨時職員を4人、計8人の職員を配置します。</p> <p>正規職員4人は、所長1人、指導系職員2人、事務系職員1人です。臨時職員4人は、指導系職員1人、事務系職員1人、宿日直職員2人です。</p> <p>常勤指導系職員1人は、教員免許を有する者で、学校教育、又は社会教育の経験を有する職員とします。常勤指導系職員1人及び非常勤指導系職員は、自然観察指導員、自然体験活動指導員の資格を有する職員とします。</p>																								
収支計画書(千円)	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考																			
	収入合計	47,987	48,336	48,258	48,488	48,848																				
	内 訳	指定管理料	41,210	41,374	41,110	41,155	41,329																			
		利用料金収入	6,077	6,262	6,448	6,633	6,819																			
		主催事業参加費	700	700	700	700	700																			
	支出合計	47,987	48,336	48,258	48,488	48,848																				

9 審議会等の審議状況（平成24年6月1日～平成24年9月17日）

（教育委員会）

（1） 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成24年 8月 6日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委 員 稲垣 元美 他17名（出席者17名）
4 諮問事項	今後の進め方について
5 調査審議結果	<p>平成24年度の「今後の進め方」について審議を行い、新しい2つのテーマである「教員の資質の向上」「計画の改定・策定」の選定意図や2つの部会を設けることが承認されました。また、今後のスケジュールについても、承認されました。（全体会：3回、第1部会：4回、第2部会：3回を予定）</p> <p>（1）第1部会 「教員の資質の向上」に係る審議の進め方について承認された後、その現状について事務局から説明を行い、質疑応答と審議を行いました。</p> <p>（2）第2部会 「計画の改定・策定」に係る審議の進め方について承認された後、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」について、事務局から現状・課題・修正の方向を説明した後、質疑応答と審議を行いました。</p>
6 備考	<p>次回開催予定：全体会 平成24年11月19日 第2回第1部会 平成24年9月19日 第2回第2部会 平成24年11月5日</p>

(2) 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	平成24年6月26日
3 委員	会長 八木 規夫 副会長 浅生 篤 委員 森嶋 久伸 他17名 (出席者16名)
4 諮問事項	平成25年度に義務教育諸学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会は、市町等教育委員会が行う教科用図書採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこととされています。特別支援学級や特別支援学校で使用される絵本等の一般図書(学校教育法附則第9条に規定される教科用図書)は、それを使用する児童生徒の状況に合わせて、毎年度採択されますが、その多くは、文部科学省から毎年度発行される「一般図書一覧」の中から採択されています。そこで、「平成20年度用」から「平成25年度用」までの「一般図書一覧」に、新たに登載された一般図書51点の調査研究を行い、市町等教育委員会が採択する際の資料となる「小中学校の特別支援学級及び特別支援学校(小中学部)用教科用図書選定に関する参考資料」についての審議を行いました。当該参考資料は、審議における意見に沿った修正を行うことで承認されました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・図や説明が豊富な図書については、児童生徒が指導者とともに読み進めると効果的なものがある。
6 備考	

(3) 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第1回 三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成24年 6月28日
3 委員	委員長 時安 和行 委員長代理 前川 準一 他4名 (出席者 6名)
4 諮問事項	(1) 指定管理者制度及び各施設の概要等について (2) 選定方法、審査基準・配点表について
5 調査審議結果	(1) 指定管理者制度及び三重県立鈴鹿青少年センターと三重県立熊野少年自然の家の施設の概要等について説明を行いました。 (2) 選定方法、審査基準、配点表について審議を行いました。 また、第一次審査の際、一人の委員が最低基準に満たない採点をした場合、総合的に審議する必要があると提案され、委員全員一致しました。
6 備考	次回開催日：平成24年8月22日(水) 今後の予定：選定委員会開催後、平成24年10月中旬頃、選定委員会において、指定管理候補者を選定する予定。

1 審議会等の名称	第2回 三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成24年 8月22日
3 委員	委員長 時安 和行 委員長代理 前川 準一 他4名（出席者 5名）
4 諮問事項	(1) 指定管理者募集にかかる進捗状況について (2) 施設見学について
5 調査審議結果	(1) 募集にかかる進捗状況について、説明を行いました。 (2) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の現地見学を行いました。
6 備考	次回開催日：平成24年10月12日（金） 今後の予定：選定委員会開催後、平成24年10月中旬頃、選定委員会において、指定管理候補者を選定する予定。

(4) 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成24年7月23日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他5名 (出席6名)
4 諮問事項	「社会教育施設における体験活動の充実と各施設が連携した社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>社会教育施設における体験活動の現状とこれからの可能性について審議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>①小・中・高校生の体験活動についてのアンケートに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・アンケートモニターの子どもたちは、積極的に行事に参加している子どもではないのか。実際に雑巾絞りや包丁を使う経験を十分している子は少ないように思う。 <p>②指定管理に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者制度では、行政が何を指定管理者に求めるかが重要である。・指定管理について、仕様書に書いてあることをクリアするのは当然であり、それ以外にどれだけアイデアを出せるかが大事である。 <p>③体験活動プログラムに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・文化的な催し、コミュニケーションワーク、生活体験等、今までとは違う対象者に向けての取組も必要である。
6 備考	次回開催日：平成24年10月 (予定)